

- 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）……………1
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）……………2
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第五百十六号）による改正後】（抄）……………3
- 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）……………11
- 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（抄）……………13
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）……………16
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（抄）……………18
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）……………21
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（抄）……………21
- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）……………22
- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（抄）……………23
- 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）……………24
- 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）……………25
- 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）……………26
- 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第五百十六号）による改正後】（抄）……………26
- 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）……………32

○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）

（抄）

.....
42

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）

（条件付採用）

第二十二條 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員の二週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 一 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の二週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

（臨時的任用）

第二十二條の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じ

- た場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時の任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時の任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 2 前項の場合において、人事委員会は、臨時に任用される者の資格要件を定めることができる。
 - 3 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時の任用を取り消すことができる。
 - 4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時の任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時の任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
 - 5 臨時の任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、臨時に任用された職員に対しては、この法律を適用する。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）

- 第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。
- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
 - ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
 - ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百五十六号）による改正後】（抄）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第七十三條 地方自治法第二百四十三條の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官（警察法第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等「普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三條の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三條の二第一項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 六

ロ 副知事若しくは副市長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二

ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 一

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支

給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数に乗じて得た額

イ 警視總監又は道府県警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

2 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

二 地方警務官 地方警務官の基準給与年額

3 地方自治法第二百四十三条の二第二項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額

二 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

三 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（交付金の交付）

第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第七百三十六条第一項の規定により読み替えられた同法第一条第二項において準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の六十

七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）
、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）
、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）
、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）
第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）
並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）
の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この項において「財源不足額」という。）とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額（以下この章において「財源不足額合算額」という。）が普通交付金の総額を超える場合には、次の式により算定した額とする。

当該特別区の財源不足額－当該特別区の基準財政需要額×（財源不足額合算額－普通交付金の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額）

3 各年度において、普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した各特別区に対して交付すべき普通交付金の合算額に満たない場合には、当該不足額は、当該年度の特別交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

4 特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する。

附則

第四条 地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第三百七十九号）の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立ての竣功の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき特別区について同令の施行の際現に争論があり、同令による改正前の第二十九条第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第二十九条の六第二項の規定を適用することができる。

第七条の二 市町村が、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間における療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要した費用に対して国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十条の規定に基づき国が負担する額及び同法第七十二条の規定に基づき国が調整交付金として交付する額について平成十四年五月三十一日までの間に調定したときは、当該調定に係る収入は、第四百四十二条第一項第三号の規定にかかわらず、平成十三年度の歳入に組み入れるものとする。

第七条の三 平成十三年三月三十一日までの間における第六十六条、第一百四十四条、第一百七十七条、第二百二十条、第二百十三条の五第一項、第二百四十四条の四、第二百五十五条の四及び第二百五十五条の六の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第六十六条の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十六条」とあるのは、「第四百四十六条並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中

<p>第一百八条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者が普通地方公共団体の議会である場合においては当該普通地方公共団体の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名</p>
-----------------	--	--

とあるのは

<p>第一百八条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者が普通地方公共団体の議会である場合においては当該普通地方公共団体の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名</p>
<p>附則第二項の規定に</p>	<p>公職の候補者</p>	<p>普通地方公共団体の議会の解散請求代表者</p>

より読み替えて適用する第九十条第一項	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員</p>	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者</p>
--------------------	--	---

とする。

二 第一百四十四条の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十六条」とあるのは、「第四百四十六条並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中

第一百八条第一項	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者の氏名</p>
----------	--	---------------

とあるのは

<p>第一百八条第一項</p> <p>附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p> <p>公職の候補者</p> <p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員</p>	<p>設置者の氏名</p> <p>普通地方公共団体の議会の議員の解職請求代表者</p> <p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者</p>
--	---	---

とする。

三 第一百七十七条の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十六条」とあるのは、「第四百四十六条並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中

第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名
---------	---------------------------------	--------

とあるのは

第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名
附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項	公職の候補者 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員	普通地方公共団体の長の解職請求代表者 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者
	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者

とする。

四 第二百十条の規定の適用については、同条中「第九九条の二、第一百一一条乃至第一百五一条及び第一百六条の二乃至」とあるのは、「第六六条（附則第七条の三第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七七条乃至第九九条の二、第一百一一条乃至第一百四四（附則第七条の三第二号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百五一条、第一百六条の二、第一百七七条（附則第七条の三第三号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び」とする。

五 第二百十三条の五第一項の規定の適用については、同項中「並びに第一百四六条第二項」とあるのは、「第一百四六条第二項並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同項の表中

<p>第九八条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者が広域連合の議会である場合においては当該広域連合の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名</p>
----------------	--	--

とあるのは

<p>第九八条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者が広域連合の議会である場合においては当該広域連合の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名</p>
<p>附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項</p>	<p>公職の候補者</p>	<p>広域連合の議会の解散請求代表者</p>
	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員</p>	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者</p>

とする。

六 第二百十四条の四の規定の適用については、同条中「並びに第一百四六条第二項」とあるのは、「第一百四六条第二項並びに附則第二項の規定

により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中

<p>第九十条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者の氏名</p>
----------------	--	---------------

とあるのは

<p>第九十条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者の氏名</p>
<p>附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項</p>	<p>公職の候補者</p>	<p>広域連合の議会の議員の解職請求代表者</p>
<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員</p>	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者</p>	

とする。

七 第二百二十五条の四の規定の適用については、同条中「並びに第四百四十六条第二項」とあるのは、「第四百四十六条第二項並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項」と、同条の表中

<p>第四百四十六条第一項</p>	<p>設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名</p>	<p>設置者の氏名</p>
-------------------	--	---------------

とあるのは

--

第百八条第一項	設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者の氏名
附則第二項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項	公職の候補者 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員	広域連合の長の解職請求代表者 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項の規定により特別職とされる職にある者

とする。

八 第二百十五條の六の規定の適用については、同条中「第二百十三條の七まで、第二百十四條の三から第二百十四條の五まで及び第二百十五條の三から第二百十五條の五まで」とあるのは、「第二百十三條の五（附則第七條の三第五号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）まで、第二百十三條の六、第二百十三條の七、第二百十四條の三、第二百十四條の四（附則第七條の三第六号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百十四條の五、第二百十五條の三、第二百十五條の四（附則第七條の三第七号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二百十五條の五」とする。

第七條の四 当分の間、普通交付金の交付に係る第二十條の十二第一項の規定の適用については、同項中「額に」とあるのは「額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六條第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額に」と、「利子割交付金にあつては同條第一項」とあるのは「同法附則第七條の二第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四條第一項」と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは「同法附則第七條の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四條第一項」と、「同條第三項」とあるのは「同條第三項並びに同法附則第六條の三、第七條の二第二項及び第七條の三第二項」とする。

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正

後】(抄)

(研修)

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項附則第五条第一項において同じ。）

- 1 の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。
- 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(中堅教諭等資質向上研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短

期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

一 主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。)を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする主幹教諭等は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

附 則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事)は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市(指定都市を除く。)町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 第十二条第一項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については、適用しない。

○ 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)(抄)

(法第二十一条第二項の政令で定める者)

第二条 法第二十一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(初任者研修の対象から除く者)

第三条 法第二十三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第七条各号及び附則第三項において同じ。）（附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を含む。附則第二項第二号において同じ。）又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。附則第二項第二号において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該中核市の教育委員会、市（中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第二号及び第四号において同じ。）が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者)

第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時的に任用された者
- 二 他の任命権者が実施する法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修(以下「中堅教諭等資質向上研修」という。)を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの
- 三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者
- 四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。)において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

(大学院修学休業をすることができない者)

第六条 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 指導改善研修を命ぜられている者
- 二 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日(以下この条において「休業期間満了日」という。)の前日までの間又は休業期間満了日から起算して一年以内に定年退職日(地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。次号において同じ。)が到来する者
- 三 地方公務員法第二十八条の三の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者
- 四 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者

附 則

(法附則第五条第一項の政令で定める者)

2 法附則第五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時的に任用された者
- 二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第五条

第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

3 第四条第二号及び第四号の規定の適用については、当分の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師(以下この項において「教諭等」という。)の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とし、指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)による改正後】(抄)

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第四十七条の三 市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。))のみを置くものに限る。)又は特別支援学校に非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一条第一項において同じ。)(高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当(地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費)は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の教育委員会は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に関する定めのあるものと

する。

第四十七条の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てること困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（抄）

（地方公務員法の技術的読替え）

第七条 法第四十七条第一項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項及び第十四条	地方公共団体	都道府県及び市町村
第十七条第二項	人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体 においては、人事委員会	都道府県の人事委員会
第十七条の二第一項	人事委員会を置く地方公共団体	任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれている場合
第十七条の二第二項ただし書	人事委員会規則（競争試験等を行	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則

第十七条の二第二項	う公平委員会を置く地方公共団体 においては、公平委員会規則。以 下この節において同じ。）	任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
第十七条の二第三項	人事委員会（人事委員会を置かな い地方公共団体 人事委員会を置く地方公共団体に おける採用試験 人事委員会は 人事委員会は 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会を置かない地方公共団 体 人事委員会は 人事委員会を置く地方公共団体 人事委員会規則 人事委員会の 人事委員会の 人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会は 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
第二十一条第一項	人事委員会を置く地方公共団体に おける採用試験 人事委員会は 人事委員会は 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会を置かない地方公共団 体 人事委員会は 人事委員会を置く地方公共団体 人事委員会規則 人事委員会の 人事委員会の 人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会は 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
第二十一条第二項	人事委員会は 人事委員会を置く地方公共団体 人事委員会規則 人事委員会の 人事委員会の 人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会は 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会
第二十一条第三項	人事委員会は 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会を置かない地方公共団 体 人事委員会は 人事委員会を置く地方公共団体 人事委員会規則 人事委員会の 人事委員会の 人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会は 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
第二十一条第四項	人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会を置かない地方公共団 体 人事委員会は 人事委員会を置く地方公共団体 人事委員会規則 人事委員会の 人事委員会の 人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
第二十一条第五項	人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会規則 人事委員会を置かない地方公共団 体 人事委員会は 人事委員会を置く地方公共団体 人事委員会規則 人事委員会の 人事委員会の 人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則 任命権者の属する地方公共団体の人事委員会 任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合
第二十三条の二第二項	任命権者 任命権者が地方公共団体の長及び 議会の議長以外の者であるとき	都道府県教育委員会 都道府県教育委員会

第二十三条の四	地方公共団体の長に 人事委員会	都道府県知事に 都道府県の人事委員会
第二十六条	任命権者 人事委員会 地方公共団体の議会及び長	都道府県教育委員会 都道府県の人事委員会
第三十九条第二項	任命権者	都道府県の議会及び知事 任命権者（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係るものにあつては、当該中核市の教育委員会。第四項において同じ。）
第三十九条第四項	人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会
第四十六条	人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会
第四十九条第四項	人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会
第四十九条の二第二項	人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会
第五十一条の二	人事委員会	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会
第五十八条の三第一項	任命権者	都道府県教育委員会
第五十八条の三第二項	地方公共団体の長	都道府県知事
第五十八条の三第三項	地方公共団体の長	都道府県知事
附則第二十項	人事委員会規則	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則

（法第四十七条の五第一項の政令で定める事務）

第七条の二 法第四十七条の五第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

(共同学校事務室の室長及び職員)

第七条の三 市町村の教育委員会は、法第四十七条の五第四項の規定により共同学校事務室の室長及び職員に対象学校の事務職員をもつて充てようとする場合において、当該事務職員が県費負担教職員であるときは、その任命権者の同意を得なければならない。同項ただし書に規定する場合において、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てるときも、同様とする。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（抄）

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合に於ては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教職員の数

二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数に乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2 法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

（法第十七条第二項の政令で定める非常勤の講師）

第十条 法第十七条第二項の政令で定める非常勤の講師は、次に掲げるものとする。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の四第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するために配置される非常勤の講師

二 前号に掲げるもののほか、市（指定都市を除く。）町村における学校教育の振興を目的として配置される非常勤の講師のうち当該都道府県における教職員の配置の適正化を図ることを目的としないもの

三 前二号に掲げるもののほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める非常勤の講師

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後】（抄）

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規

定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

- 2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（抄）

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）

第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員の高部、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の高部、公立の特別支援学校の高等部の教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の高部に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教職員の数

二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2 法第二十三条第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教諭等の数

二 非常勤の講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る非常勤の講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

（法第二十三条第二項の政令で定める非常勤の講師）

第四条 法第二十三条第二項の政令で定める非常勤の講師は、次に掲げるものとする。

- 一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の四第一項に規定する非常勤の講師その他の教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するために配置される非常勤の講師
- 二 前号に掲げるもののほか、その配置の目的等を考慮して文部科学大臣が定める非常勤の講師

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（派遣職員の身分等）

第十七条 法第三十一条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣される職員（以下この条及び次条において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。

2 派遣職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の定数の外に置くものとする。

3 派遣職員の任用については、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条から第二十二条までの規定は、適用しない。

4 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、派遣職員をその意に反して降任し、休職し、又は免職することができない。

5 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十九条第一項の規定にかかわらず、派遣職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができない。

6 派遣職員に対する国家公務員法（昭和三十二年法律第二百十号）第七十八条第一号及び第八十二条第一項第二号並びに自衛隊法（昭和三十九年法律第六十五号）第四十二条第一号及び第四十六条第一項第一号の規定の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての職務を国又は指定公共機関の職員としての職務とみなす。

7 派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）」とあるのは「この法律若しくは国家公務員倫理法若しくはこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）又は地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とし、派遣職員に対する自衛隊法第四十六条第一項第三号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）又はこれらの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村

の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とする。

8 派遣職員は、派遣の期間が終了したとき、又は派遣をした指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員の身分を失ったときは、同時に派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を失うものとする。

○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）

（派遣職員の身分等）

第四十一条 法第五十五条の規定により関係行政機関から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。

2 派遣職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の定数の外に置くものとする。

3 派遣職員の任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条から第二十二条までの規定は、適用しない。

4 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、派遣職員をその意に反して降任し、休職し、又は免職することができない。

5 派遣を受けた都道府県又は市町村の都道府県知事等又は市町村長等は、地方公務員法第二十九条第一項の規定にかかわらず、派遣職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができない。

6 派遣職員に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十八条第一号及び第八十二条第一号並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十二条第一号及び第四十六条第一号第一号の規定の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての職務を国の職員としての職務とみなす。

7 派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一号第一号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）」とあるのは「この法律若しくは国家公務員倫理法若しくはこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十五条の規定による派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とし、派遣職員に対する自衛隊法第四十六条第一号第三号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）又はこれらの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規

定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十五条の規定による派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とする。

8 派遣職員は、派遣の期間が終了したとき、又は派遣をした関係行政機関若しくは関係地方行政機関の職員の身分を失ったときは、同時に派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を失うものとする。

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（総合教育政策局の所掌事務）

第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十一 （略）

十二 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度（第三十条第八号において「学校運営協議会等」という。）に関すること。

十三〜三十九 （略）

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）【地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百五十六号）による改正後】（抄）

（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用）

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第五百十條、第五百十二條（第一項第一号を除く。）、第五百四十四條から第五百五十八條まで、第五百五十九條、第六十條、第六十一條から第六十五條の八まで、第六十六條の二から第六十七條の十七まで、第六十八條の六、第六十八條の七第一項及び第三項、第六十九條の七まで、第七十條の二、第七十條の四、第七十條の五第一項及び第二項前段、第七十一條から第七十一條の六まで、第七十一條の七第一項及び第二項並びに第七十二條から第七十三條の三までの規定は、合併特別区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九條の二第一号、第七十三條及び第七十三條の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特別区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百四十五條第一項	次の会議においてこれを議会	速やかに合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）
第百四十五條第二項	地方自治法第二百三十三條第五項	市町村の合併の特例に関する法律第四十五條第四項
第百四十六條第二項	議会	合併特例区協議会
第百五十二條第一項、第四項及び第五項	次の会議においてこれを議会	速やかに合併特例区協議会
第百五十五條	地方自治法第二百二十一條第三項	市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する地方自治法第二百二十一條第三項
第百五十六條第一項第一号	指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	出納取扱金融機関（市町村の合併の特例に関する法律施行令第四十二條第二項に規定する出納取扱金融機関をいう。以下同じ。）又は収納取扱金融機関（同項に規定する収納取扱金融機関をいう。以下同じ。）
第百五十六條第二項及び第三項	会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等	合併特例区の長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下この条において「合併特例区の長等
第百五十七條第二項及び第三項	会計管理者等	合併特例区の長等
第百五十八條第一項	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
第百五十八條第三項	規則	合併特例区規則
	会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	合併特例区の長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関

<p>第六百六十五条の六第三項 第六百六十七条の二第一項第一号、第三号及び第四号、第六百六十七条の七第一項並びに第六百六十七条の十六第一項</p>	<p>指定金融機関又は指定代理金融機関 規則</p>	<p>出納取扱金融機関 合併特例区規則</p>
<p>第六百六十七条の十七</p>	<p>条例で定めるものとする</p>	<p>合併特例区協議会の同意を得た合併特例区規則で定めるものとする。この場合において、当該合併特例区規則は、合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の議会の議決を経て当該合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない</p>
<p>第六百六十八条の六</p>	<p>会計管理者 指定金融機関</p>	<p>合併特例区の長 出納取扱金融機関</p>
<p>第六百六十八条の七第一項</p>	<p>会計管理者</p>	<p>合併特例区の長</p>
<p>第六百六十九条の二第二号</p>	<p>及び地方独立行政法人</p>	<p>、地方独立行政法人及び普通地方公共団体</p>
<p>第六百六十九条の二第三号</p>	<p>が行う</p>	<p>又は当該合併特例区を設けている合併市町村が行う</p>
<p>第六百七十条の五第二項前段</p>	<p>会計管理者</p>	<p>合併特例区の長</p>
<p>第六百七十一条</p>	<p>債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）</p>	<p>債権</p>
<p>第六百七十一条の二</p>	<p>債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）</p>	<p>債権</p>
<p>第六百七十一条の五及び第六百七十一条の六第一項</p>	<p>地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条 債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）</p>	<p>前条 債権</p>

同項普通地方公共団体の長等（

普通地方公共団体の長等」

当該各号に定める

地方警務官（警察法第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三條の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三條の二第一項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養

合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三條の二第一項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に、次の

市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項合併特例区の長等（

合併特例区の長等」

それぞれ次に定める数を乗じて得た

合併特例区の長 二

	<p>第七十三條第一項第二号</p>	<p>手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>合併特例区の職員 一</p>
<p>第七十三條第二項</p>	<p>次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>地方自治法第二百四十三條の二第一項の条例</p>	<p>合併特例区の長等の基準給与年額</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の合併特例区規則</p>	<p>「一部免責条例</p> <p>「一部免責合併特例区規則</p>

第七十三条第三項第一号	普通地方公共団体の長は	合併特例区の長は
	普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等	合併特例区における合併特例区の長等
第七十三条第三項第二号	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を	合併特例区の長等の損害賠償責任を
	普通地方公共団体の長等が	合併特例区協議会並びに合併市町村の議会及び長
第七十三条第三項第三号	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等の損害賠償責任
	一部免責条例	合併特例区の長等
第七十三条第四項	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等
	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任	合併特例区の長等の損害賠償責任
別表第五第一号	普通地方公共団体の規則	合併特例区規則
	都道府県及び指定都市	指定都市の区域内の合併特例区
別表第五第二号から第四号まで及び第六号	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）の区域内の合併特例区
	都道府県及び指定都市	指定都市の区域内の合併特例区
市町村	市町村	市町村の区域内の合併特例区

2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第百六十七條の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（標準的な規模の収入の額）

第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 都 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、森林環境譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税（以下ロにおいて「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から特定収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び特定収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十條の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

（平成二十九年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ

同法第十四条

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法

	<p>律第三号)第一条の規定(同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正前の地方交付税法(第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。)附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。)第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)</p>
<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)及び道府県民税所得割臨時交付金(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号にお</p>

第一号ロ	及び航空機燃料譲与税	いて「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条
	合算額	
第二号	地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	
第三号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	
第四号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	
第五号	及び石油ガス譲与税	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金
	同法第十四条	
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	及び地方揮発油譲与税	
	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号） 第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号） 第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） 附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。） 第六条の規定による改正前の地方自治法

	第二項	行令
	基準財政収入額	平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
	及び地方揮発油譲与税	基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
	第一号イ	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

（平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）
 第十二条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方交付税法等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の</p>
------	--

第一号ロ	及び航空機燃料譲与税	地方交付税法第十四条という。)
	合算額	
	地方交付税法第十四条	
	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	
	同条	
	同条	
	同条	
	同条	
	同条	
	同条	
第二号	から	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に對し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
	合算額	
	同法第十四条	
	同条	
第三号	及び石油ガス譲与税	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金
	同条	
	同法第十四条	
	同条	
第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	

第五号	及び地方揮発油譲与税 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号） 第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財 政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九 十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法 施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の 規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改 正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下 この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令 」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施 行令
第二項	基準財政収入額	平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定によ る改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
及び地方揮発油譲与税		、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金 する。） 基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及 び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ず る算定方法により加算した額がある場合には当該額に相 当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除し た額がある場合には当該額に相当する額を加算した額と する。）

（平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）
第十三条 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ

第十四条

附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないもの
とした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別

第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第二号	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
から	同法第十四条	に特定交付見込額を加算した額から
第二号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
同条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第一号	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第一号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
合算額	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
合算額	から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）		

第四号	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
第五号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第五号	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金
	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令
第二項	基準財政収入額	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
	及び森林環境譲与税	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
		、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金

（平成三十二年以後における標準的な規模の収入の額の特例）
第十四条 平成三十二年以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ

第十四条

附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条

第一号ロ	から同条	(以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。)
	及び航空機燃料譲与税	に読替後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。)
	合算額	を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条
	地方交付税法第十四条	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	合算額から特定交付見込額を控除した額
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第二号	から	に特定交付見込額を加算した額から
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第三号	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第四号	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第五号	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金
	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号)第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第

	第二項 基準財政収入額	十六号) 附則第七条の四の規定により読み替えられた同令 地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金 する。) 附則第七条の四の規定により読み替えられた同令 地方自治法施行令第二百十条の十二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。) 森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金

○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）（抄）

（特別区財政調整交付金の特例）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。